

株 主 各 位

広島県安芸郡府中町新地3番1号
マ ッ ダ 株 式 会 社
代表取締役会長兼社長 井 巻 久 一

第141回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第141回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成19年6月25日(月曜日)午後5時45分までに、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに、議決権行使書用紙に記載された宛先へ到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定のインターネット議決権行使サイト(<http://www.webdk.net>)にアクセスしていただき、上記の行使期限までに、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権の行使に際しましては、12頁の「インターネットによる議決権行使について」をご確認ください。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

議決権を不統一行使される場合には、平成19年6月22日(金曜日)までに、書面をもって、議決権の不統一行使を行う旨とその理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月26日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 広島県安芸郡府中町新地3番1号 当社本店講堂
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第141期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第141期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件
- 第6号議案 当社取締役、執行役員、従業員及び当社連結対象会社取締役に新株予約権を無償で発行する件
- 第7号議案 自己株式買受の件

- 1. 招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書謄本は、別添の「第141期報告書」のとおりであります。
- 2. 議案の内容等につきましては、後記の「株主総会参考書類」をご参照ください。

以上

-
- 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mazda.co.jp/corporate/investors/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定した配当を行うことを基本方針としており、会社をとりまく環境が依然として厳しい折から、経営体質の改善と今後の事業展開等を勘案し、当期末につきましては以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1)配当財産の種類

金銭

(2)株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額8,442,400,782円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月27日

第2号議案 取締役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役 井巻久一、藤原睦躬及びダニエル・ティー・モリスの3氏が任期満了となり、また、本株主総会終結の時をもって、取締役 ジョン・ジー・パーカー氏が辞任されますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 生年月日 | 略歴、当社における地位及び担当並びに他の法人等の代表状況 | 1.所有する当社の株式の数 2.当社との特別の利害関係 |
|-------|---------------------|---|--------------------------------|
| 1 | 井巻久一 昭和17年12月5日生 | 昭和40年4月 当社入社 平成5年6月 当社取締役技術本部本部長 平成8年6月 当社取締役本社工場長 平成9年6月 当社常務取締役生産技術・製造・物流担当 平成11年6月 当社専務取締役生産技術・製造・物流担当 平成14年3月 当社代表取締役副社長 研究開発・生産・品質・物流統括 平成14年6月 当社代表取締役副社長執行役員 研究開発・生産・品質・物流統括 平成15年8月 当社代表取締役社長兼 CEO(最高経営責任者) 平成18年6月 当社代表取締役会長 社長兼 CEO(最高経営責任者) 現在に至る | 1 60,000株 2 なし |

| 候補者番号 | 氏名 生年月日 | 略歴、当社における地位及び担当並びに他の法人等の代表状況 | 1.所有する当社の株式の数 2.当社との特別の利害関係 |
|-------|---|--|--------------------------------|
| 2 | ダニエル・ ティー・モリス (Daniel T. Morris) 1956年3月6日生 | 2000年1月 フォード モーター カンパニー グローバルプロダクトマーケティング、 マーケティング、セールズアンドサービス トラックビークルセンターグローバル プロダクトマーケティングマネージャー 2001年4月 同社グローバルプロダクトマーケティング、 マーケティング、セールズアンドサービス アウトフィッターズプロダクトマーケティング マネージャー 2001年7月 マツダモーターヨーロッパ GmbH副社長 2003年5月 同社社長兼CEO 2003年6月 当社執行役員マツダモーター ヨーロッパGmbH社長兼CEO 2004年6月 当社常務執行役員マツダ モーターヨーロッパGmbH 社長兼CEO 2005年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る マーケティング・販売・ カスタマーサービス担当 | 1. 1,000株 2. なし |
| 3 | * ロバート・ジェイ・ グラツィアノ (Robert J. Graziano) 1959年7月19日生 | 2000年3月 フォード モーター カンパニー グローバルプロダクトマーケティング ラーシタブランドマネージャー 2002年1月 同社マーケティングセールズアンド サービスフォードデベロップメント マーケティングディレクター 2003年5月 同社フォードノースアメリカプロダクト ストラテジーアドバイザー 2004年12月 同社フォード南アメリカプレジデント &CEO 2006年9月 当社副社長執行役員 現在に至る 社長補佐、中国事業・研究 開発・マーケティング・ 販売・ITソリューション・ 品質・環境統括 | 1. 0株 2. なし |
| 4 | * やま き まさ はる 山 木 勝 治 昭和19年9月25日生 | 昭和42年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役技術本部長 平成14年3月 当社取締役製造・物流担当 平成14年6月 当社執行役員製造・物流担当 平成15年8月 当社常務執行役員生産・物流担当 平成18年4月 当社専務執行役員 現在に至る 生産・物流担当 | 1. 50,000株 2. なし |

(* は新任候補者であります。)

第3号議案 監査役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 黒沢幸治、土肥孝治及び白倉茂生の3氏が辞任されますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 生年月日 | 略歴、当社における地位及び担当並びに他の法人等の代表状況 | 1.所有する当社の株式の数 2.当社との特別の利害関係 |
|-------|---|--|--------------------------------|
| 1 | * わか まつ しげ き 若 松 重 喜 昭和23年1月10日生 | 昭和45年4月 当社入社 平成11年4月 当社監査本部主幹 平成14年6月 当社監査本部長 現在に至る | 1. 0株 2. なし |
| 2 | * さか い いち ろう 坂 井 一 郎 昭和17年5月3日生 | 昭和43年4月 検事任官 平成11年12月 横浜地方検察庁検事正 平成13年5月 法務省法務総合研究所長 平成14年10月 広島高等検察庁検事長 平成16年6月 福岡高等検察庁検事長 平成17年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 現在に至る 平成17年6月 東レ株式会社社外監査役 現在に至る 平成18年2月 キュービー株式会社社外監査役 現在に至る | 1. 0株 2. なし |
| 3 | * あか おか いさお 赤 岡 功 昭和17年6月24日生 | 昭和61年7月 京都大学教授 平成11年8月 京都大学副学長 平成17年4月 県立広島大学学長 (現 公立大学法人県立広島大学) 平成19年4月 公立大学法人県立広島大学 理事長兼学長 現在に至る [他の法人等の代表状況] 公立大学法人県立広島大学理事長兼学長 | 1. 0株 2. なし |

(* は新任候補者であります。)

(注)

- 坂井一郎氏及び赤岡 功氏は社外監査役候補者であります。
- 社外監査役の選任理由について
 - 坂井一郎氏は、検事を歴任され現在弁護士として活躍されており、その法律実務家としての豊富な知見や経験から適任と判断し、社外監査役候補者とするものであります。
 - 赤岡 功氏は、公立大学法人県立広島大学理事長兼学長を現任されており、経営学専攻の大学教員として培ってこられた経営学に関する豊富な専門知識と知見から適任と判断し、社外監査役候補者とするものであります。
- 社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由について
 - 坂井一郎氏につきましては、社外監査役となること以外の方法で、過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、法律実務家としての知見・経験に鑑み、会社の監査業務に十分な見識を有しておられ、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
 - 赤岡 功氏につきましては、過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、経営学専攻の大学教員としての専門知識・見識に鑑み、会社の監査業務に十分な見識を有しておられ、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本株主總會終結の時をもって任期満了により退任されます取締役 藤原睦躬及び本株主總會終結の時をもって辞任されます取締役 ジョン・ジー・パーカー並びに本株主總會終結の時をもって辞任されます監査役 黒沢幸治、土肥孝治及び白倉茂生の5氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、当社は、本株主總會終結の時をもって、退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金制度を廃止することを平成19年4月27日開催の取締役会において決議いたしました。これに伴い、第2号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役 井巻久一及びダニエル・ティー・モリス並びに任期中の取締役 デービッド・イー・フリードマン、山内 孝、長谷川謙一、尾崎 清及び金井誠太並びに任期中の監査役 山本順一及び小松健一の9氏に対し、本株主總會終結の時までの在任期間をもとに、それぞれ当社所定の基準に従い相当額の退職慰労金を打ち切り支給することとし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、支給時期は取締役、監査役、執行役員の内いずれをも退任した時といたしたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役各氏の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名 | 略 歴 |
|-------------|--|
| ふじ 藤 原 睦 躬 | 平成5年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成11年6月 当社専務取締役 平成14年6月 当社取締役専務執行役員 平成18年4月 当社取締役副社長執行役員 平成18年6月 当社代表取締役副社長執行役員 平成19年4月 当社代表取締役 現在に至る |
| ジョン・ジー・パーカー | 2004年6月 当社代表取締役副社長執行役員 2006年4月 当社代表取締役上席副社長執行役員 2006年6月 当社代表取締役副会長上席副社長執行役員 2006年9月 当社代表取締役副会長 現在に至る |
| くろ 黒 沢 幸 治 | 平成16年6月 当社監査役(常勤) 現在に至る |
| ど 土 肥 孝 治 | 平成11年6月 当社監査役 現在に至る |
| しら 白 倉 茂 生 | 平成17年6月 当社監査役 現在に至る |

打ち切り支給の対象となる第2号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役並びに任期中の取締役及び監査役各氏の略歴は、次のとおりであります。

重任取締役

| 氏名 | 略歴 |
|--------------|---|
| 井 巻 久 一 | 平成5年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成11年6月 当社専務取締役 平成14年3月 当社代表取締役副社長 平成14年6月 当社代表取締役副社長執行役員 平成15年8月 当社代表取締役社長兼CEO 平成18年6月 当社代表取締役会長 社長兼CEO 現在に至る |
| ダニエル・ティー・モリス | 2005年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る |

任期中の取締役及び監査役

| 氏名 | 略歴 |
|-----------------|--|
| デービッド・イー・フリードマン | 2006年6月 当社代表取締役専務執行役員兼CFO 現在に至る |
| 山 内 孝 | 平成8年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成11年12月 当社専務取締役 平成14年6月 当社取締役専務執行役員 平成19年4月 当社取締役副社長執行役員 現在に至る |
| 長 谷 川 録 一 | 平成12年6月 当社常務取締役 平成13年6月 当社専務取締役 平成14年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る |
| お 尾 崎 清 | 平成16年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る |
| 金 井 誠 太 | 平成18年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る |
| 山 本 順 一 | 平成17年6月 当社監査役(常勤) 現在に至る |
| こ 小 松 健 一 | 平成14年6月 当社監査役 現在に至る |

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成2年6月28日開催の第124回定時株主総会におきまして月額6,000万円以内、監査役の報酬額は、平成11年6月22日開催の第133回定時株主総会におきまして月額700万円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金制度の廃止並びにその後の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額12億円以内、監査役の報酬額を年額2億4,000万円以内に改定いたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は9名、監査役は5名であり、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合も同様となります。

第6号議案 当社取締役、執行役員、従業員及び当社連結対象会社 取締役に新株予約権を無償で発行する件

会社法第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、特定の当社取締役、執行役員、従業員及び連結対象会社取締役に対して、新株予約権を無償で発行すること（いわゆるストックオプションの付与）及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

また、取締役に対する新株予約権の付与は、会社法第361条第1項第3号の報酬等に該当します。第5号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の報酬額は年額12億円以内となり、これとは別枠にて取締役に対し報酬等として新株予約権（100個以内）を付与することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名となります。

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社取締役、執行役員、従業員及び連結対象会社取締役に新株予約権を付与することで、業績に対する意欲や士気を高め、継続的な経営改革を展開することにより、当社企業価値の向上を図るものです。なお、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込を要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

4. 新株予約権発行の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式2,300,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、この調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数

2,300個を上限とする。(新株予約権1個につき普通株式1,000株。但し、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、上記(1)と同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

新株予約権1個当たりの払込価額は、次により決定される1株当たりの払込価額に上記(2)に定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とし、1株当たりの払込価額は、次のうち、最も高い金額とする。

新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額。但し、1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権の発行日における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値。

平成19年6月27日から新株予約権の発行日までに自己株式を取得した場合、当該自己株式の取得価額の総額から取得した株式の総数を除した金額。但し、1円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）するときは、次の算式により払込価額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとする。

(4)新株予約権の権利行使期間

平成21年7月1日から平成24年6月30日

(5)新株予約権の行使の条件

新株予約権を付与された者（以下「新株予約権者」という。）は、その地位を喪失した場合（取締役・執行役員の退任、従業員の定年退職・会社都合退職など。）においても、権利を行使することができる。但し、従業員が自己都合により退職した場合は、この限りでない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本件新株予約権の相続を認める。但し、に規定する契約に定める条件による。

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増

加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)新株予約権の取得・消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権については無償で取得し消却することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、上記(5)及びに規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

(8)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(9)当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社もしくは資本下位会社とする組織再編（合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転）を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書又は計画書等の規定される比率に従い、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができるものとする。

(10)新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11)新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される本件新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

第7号議案 自己株式買受の件

ストックオプションに対応するための代用自己株として利用することを主な目的として、会社法第156条及び第165条の規定に基づき、平成19年6月27日から平成20年6月26日までに、当社普通株式2,300,000株、取得価額の総額18億円を限度として取得することといたしたいと存じます。

インターネットによる議決権行使について

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続き】

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご承のうえ、行使くださいますよう、お願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットにより議決権を行使される場合は、株主総会の前日の平成19年6月25日（月曜日）午後5時45分までに、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. インターネットにアクセスできること。
2. パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上又はNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
3. 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎0120-186-417（24時間受付）

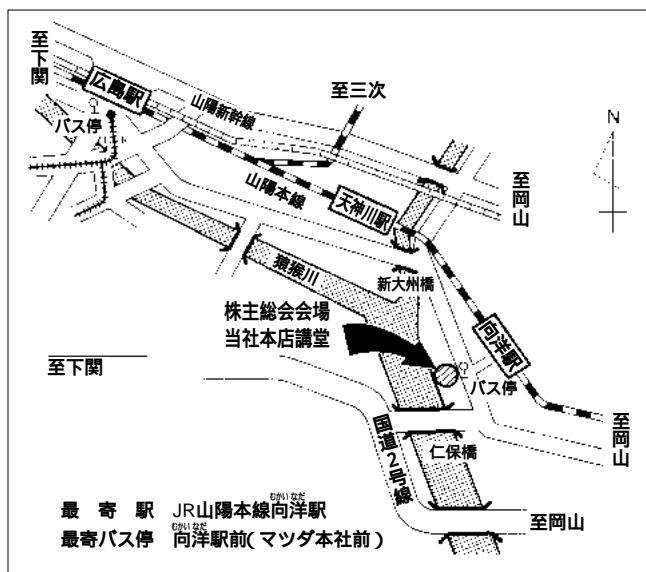
住所変更等用紙の請求 ☎0120-175-417（24時間受付）

その他の照会 ☎0120-176-417（平日9:00～17:00）

株主総会会場ご案内図

会場 広島県安芸郡府中町新地3番1号
当社本店講堂

電話 (082)282 - 1111(代表)



見学会開催のご案内

株主総会終了後、引き続きご出席の株主様を対象にマツダミュージアムの見学会を開催いたします。

ご希望されます株主様は、当日、受付にお申し出ください。なお、見学会はおよそ1時間30分を予定しております。